

## 令和6（2024）年度分二国間交流事業 共同研究・セミナー 事務取扱の手引 ＜令和5（2023）年度事務取扱の手引からの主な変更点＞

### (1) 手引

カッコ内の数字は手引の項目番号です。

- ① 実施計画書・実施報告書作成・提出の電子申請システム化
  - ・ 【表1】電子申請システム上で提出する書類を提出書類一覧に明記しました。
  - ・ (3-4-2) (6-1-1(1)) (6-1-2) 電子申請システム化に伴い「研究倫理教育に関するプログラムの受講等確認書」（様式A）が「参加者リスト」（様式B）に統合されたため、報告に係る手続きを変更しました。
  - ・ (5-1) 電子申請システム化に伴い実施報告書類の提出方法を変更しました。
  - ・ (5-2-1) 電子申請システム化に伴い「支出報告書」（様式7）の提出方法を変更しました。
  - ・ (6-1-1(1)) 電子申請システム化に伴い、実施計画書作成時と実施報告書作成時のみ「参加者リスト」（様式B）を更新できることを記載しました。
- ② 旅費が当該年度の委託費総額の50%に満たない場合
  - ・ (6-1-1(1)、(2)) 相手国における紛争、災害等のやむを得ない理由がなく旅費が50%に満たない場合は、残額を返還する必要があることを明記しました。
- ③ 日本側代表者の所属機関の変更
  - ・ (6-1-2) 日本側代表者が所属機関を異動する場合、異動が決まり次第手続きが必要であることを明記しました。また、旧所属機関の支出報告書提出前に、新所属機関が概算額で実施計画書を作成する必要があることを記載しました。
- ④ 備品等の取扱い
  - ・ (4-4) (8-2) 備品等の所有権は、受託機関に帰属する旨明記しました。
- ⑤ 生成AIの利用
  - ・ (8-8) 生成AIの利用について注意書きを追記しました。

### (2) 様式

- ① 主な変更点
  - ・ 電子申請システム化に伴い「実施計画書」（様式1）、「共同研究年度実施報告書」（様式3）、「共同研究報告書」（様式4）、「セミナー報告書」（様式5）、「アンケート」（様式6）、「委託費支出報告書」（様式7）「研究倫理教育に関するプログラムの受講等確認書」（様式A）、「参加者等リスト、派遣・受入実績、研究発表実績（共同研究）」（様式B1）、「参加者等リスト(セミナー）」（様式B2）、「委託費積算内訳」（様式C）については、システム上で入力・作成することとなりました。
  - ・ 「実施計画変更申請書」（様式10-2）に記載が必要な事項を列記しました。